

上尾市こども医療費支給条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 8 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 7 1 号

上尾市こども医療費支給条例施行規則等の一部を改正する規則
(上尾市こども医療費支給条例施行規則及び上尾市ひとり親家庭等医療費
支給条例施行規則の一部改正)

第 1 条 次に掲げる規則の規定中「社会保険診療報酬支払基金埼玉支部」を
「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

- (1) 上尾市こども医療費支給条例施行規則（昭和 4 8 年上尾市規則第 1
6 号）第 5 条第 2 項ただし書
- (2) 上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則（平成 4 年上尾市規
則第 3 5 号）第 1 7 条第 2 項ただし書

(上尾市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部改正)

第 2 条 上尾市重度心身障害者医療費支給条例施行規則（昭和 4 8 年上尾市
規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 3 号中「医療保険各法の被保険者証、組合員証又は加入
者証」を「医療保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者で
あることを証する書類」に改める。

第 6 条の 2 中「社会保険診療報酬支払基金埼玉支部」を「医療情報基
盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第 2 号様式及び第 2 号様式の 2 を次のように改める。

第2号様式(第4条関係)

(表)

障	上尾市重度心身障害者医療費受給資格証		県内現物
公費負担者番号		8 2 1 1 0 1 9 8	
受給者番号			
受給者	氏名		
	住所		
	生年月日	年 月 日	
食事療養費		食事療養費・生活療養費標準負担額の1/2	
有効期間		年 月 日 から 年 月 日 まで	
現物給付対象機関		・埼玉県内の保険医療機関・訪問看護事業所 ・上尾市内の上尾市と契約を結んだ 柔道整復・あんま・はり・きゅう施術所	
現物給付限度額		・埼玉県後期高齢者医療広域連合、又は 上尾市国民健康保険に加入している者は 限度額無し ・それ以外の健康保険に加入している者は 月額21,000円未満の医療費	
精神病床入院時一部負担金		支給の対象とする	
年 月 日			
上尾市長 印			

(裏)

--

第2号様式の2(第4条関係)

(表)

(裏)

障		上尾市重度心身障害者医療費受給資格証		県内現物	
公費負担者番号		8 2 1 1 0 1 9 8			
受給者番号					
受給者	氏名				
	住所				
	生年月日	年 月 日			
食事療養費		食事療養費・生活療養費標準負担額の1/2			
有効期間		年 月 日 から 年 月 日 まで			
現物給付対象機関		・埼玉県内の保険医療機関・訪問看護事業所 ・上尾市内の上尾市と契約を結んだ 柔道整復・あんま・はり・きゅう施術所			
現物給付限度額		・埼玉県後期高齢者医療広域連合、又は 上尾市国民健康保険に加入している者は 限度額無し ・それ以外の健康保険に加入している者は 月額21,000円未満の医療費			
精神病床入院時一部負担金		支給の対象としない			
年 月 日 上尾市長 印					

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に交付されているこの規則による改正前の上尾市重度心身障害者医療費支給条例施行規則第 2 号様式及び第 2 号様式の 2（以下これらを「旧様式」という。）による書類は、それぞれこの規則による改正後の上尾市重度心身障害者医療費支給条例施行規則第 2 号様式及び第 2 号様式の 2 によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際、現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これに所要の修正を加え、なお使用することができる。